

新しく農林水産物の加工に取り組む方を 支援します！

令和8年度の**需要量調査**を実施いたしますので、事業活用を希望される場合は期限までに**需要量調査票**をご提出ください。

1 実施主体

市内の農林漁業者又は農林漁業者が主体となっている団体

※個人の場合は市税を滞納していないことが要件です。

※団体の場合は、規約、組織規程、経理規定、組織構成等の組織運営に関する定めがあることが要件です。

※過去に本事業の交付を受けたことがある場合は、申請できません。

2 対象事業

- ・鶴岡産の農林水産物を活用した6次産業化等に取り組む事業
- ・令和8年度内に行う新規事業かつ、令和9年度3月31日までに完了する事業

3 補助率

補助対象経費の3分の2以内（補助限度額は15万円）

※ 視察研修の旅費は、補助率2分の1（1人あたり2万5千円が上限）です。

※ 会議負担金、講習会参加料等の負担金は補助率2分の1です。

※ 加工用設備等の備品は5万円が上限です。

※ 補助対象経費が、視察研修等に係る旅費、講習会参加料、会議費、調査費、備品購入費のみである事業は補助対象外です。

4 調査期限

令和7年10月22日（水）まで

※来年度の補助交付を確約するものではありません。